

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声だけでなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。また、音声が届かない、音声で話すことができない等、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、わが国では手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くのろう学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されている。

また、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

さらに、同法22条では国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を制定することはもとより、自由に手話が使えらるることのできる社会環境整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府と国会は、上記の内容を踏まえ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

埼玉県比企郡小川町議会

衆議院議長	伊吹 文明	様
参議院議長	山崎 正昭	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
文部科学大臣	下村 博文	様
厚生労働大臣	塩崎 恭久	様